

総会運営規則

2013年1月13日全国協議会で可決
最終改定2014年11月16日
緑の党グリーンズジャパン規則第1号

(目的)

第1条 この規則は緑の党（以下、「この政党」という。）規約に基づき、この政党の総会運営に関し、会員の参加を最大限保障し、総会が円滑に運営されるために必要な事項を定めることを目的とします。

(招集)

第2条 運営委員会は、この政党の規約第12条に基づき、総会開催日の30日前までに、日時、場所、議案書等必要な資料を会員に送付し、総会を招集します。

(成立要件・委任)

第3条

- 1 総会の成立要件は規約第13条の1項によります。ただし、総会の成立要件となり、議決権を有する会員は、総会開催の40日前に会員資格を有するものとします。
- 2 総会に参加できない会員は、委任状（様式1もしくは様式2）または書面議決書（様式3）を総会開催日の5日前までに提出することができます。ただし、議長への委任状（様式1）については、議案の採決を行う前の議長の指定する時刻まで提出することができます。
- 3 書面議決書を提出する場合、議決権を行使する事項以外については議長に委任するものとします。
- 4 総会に出席する会員に委任する委任状を提出する場合、予め、委任する者の同意を得なければなりません。
- 5 総会に出席する会員は、参加できない会員5人に限り委任を受けることができます。
- 6 以下の委任状については議長への委任として扱います。
 - (1) 委任を受ける会員の同意を得ていない委任状
 - (2) 委任を受けた会員が欠席した委任状
 - (3) 複数人からの委任を受けた場合の6人目以降の委任状

(総会進行委員会の選出と構成)

第4条

- 1 総会の成立および運営のために、総会開催日の30日前までに総会進行委員会を設けます。
- 2 総会進行委員会は、運営委員会から2名、それ

以外の会員から2名の4名で構成します。

- 3 総会進行委員会は、運営委員会で指名し、総会で承認します。

(総会進行委員会の役割)

第5条 総会進行委員会は、次の各号について協議し総会の承認を得て実行します。

- (1) 議長団の選出
- (2) 議事日程の編成と変更
- (3) 緊急動議の取り扱い
- (4) その他、総会進行に必要な事項

(議長団の選出)

第6条 総会進行委員会から議長団を選出します。ただし、総会出席者から議長に立候補する者があれば、採決で決定します。

(議長団)

第7条

- 1 議長団は、総会の運営と進行に関して、会員に対して責任を持ちます。
- 2 議長団は、指示に従わない発言、故意に議事進行を遅延させる発言および他人の名誉を毀損する発言に対し、必要な注意を与え発言を制限し中止させることができます。

(議案の提案と審議)

第8条

- 1 会員は、規約第17条に基づき、議案を提案することができます。
- 2 議案の提案者は、議長の許可を得て簡潔明瞭に趣旨を述べるものとします。
- 3 発言の順序は議長が決めるものとし、事前に発言の通告があった会員を優先します。ただし、議長は、可能な限り発言者が特定のジェンダーや年代に偏らないように配慮しなければなりません。

(議事進行動議)

第9条

- 1 会員は、総会の議事進行に関して動議を提出することができます。
- 2 前項の動議について、議長は直ちに採決しなければなりません。

(承認および採決)

第10条

- 1 議長は、議案について、審議および議事の進行状況から判断し、審議を終了し承認を求めます。承認方法は原則として拍手によることとし、承認に異議がある場合は、挙手もしくはこれに代わる方法で採決を行いません。
- 2 議長は、原案に対して修正案が提出された場合、原案に先立ち修正案の採決を行うものとします。
- 3 規約第14条(5)に基づいて総会当日に提出された修正案の採決においては、書面議決書によって、原案に賛成の議決権が行使された場合は、修正案に反対の意思が表明されたものとして扱います。また原案に反対または棄権の議決権が行使された場合は棄権したものとして扱います。

(修正案の提出)

第11条 会員は、規約第17条に基づき、原案に対する修正案を総会開催日の18日前までに運営委員会に提出することができます。

(臨時総会)

第12条 臨時総会の開催に当たっては、その趣旨や緊急性に鑑み、運営委員会は、この規則の目的に添って運用するものとします。

附則

この規則は、2013年1月15日から施行します。
この規則は、2013年6月8日から施行します。
この規則は、2013年8月18日から施行します。
この規則は、2013年12月29日から施行します。
この規則は、2014年2月9日から施行します。
この規則は、2014年11月16日から施行します。